湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例

(設置)

第1条 湯河原町立学校に通う児童・生徒の事故に関し、いじめの事実、事故といじめとの関係、湯河原町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が執るべき措置その他の事項について調査・審議させるため、湯河原町いじめに関する調査委員会(以下「調査委員会」という。)を教育委員会の附属機関として設置する。

(所掌事務)

- 第2条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議 し、答申する。
 - (1) いじめの事実に関すること。
 - (2) 自死といじめとの関係に関すること。
 - (3) 教育委員会が執るべき措置に関すること。
 - (4) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織等)

- 第3条 調査委員会は、教育委員会が委嘱する委員5人以内で組織する。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から答申の日までとする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 調査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。

(関係者の意見聴取等)

第6条 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、 教育委員会規則で定める。 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年 条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「特別職職員のうち、」の次に「湯河原町いじめに関する調 査委員会委員及び」を加える。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、任命権者が特に必要と認める場合は、勤務の都度支給することが できる。

別表森林づくり審議会の項の次に次のように加える。

湯河原町いじめに関する調査委員会 1回 35,000円を超えない範囲内で 委員

任命権者が町長と協議して定める額